おいて、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

（控除合算手法に係る適用日前の届出）

第十一条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十九条第一項の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

（控除合算手法に係る経過措置）

第十二条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

第十三条　附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第百八十三条第二項において準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

２　附則第十一条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十九条第一項の規定による控除合算手法に係る届出について準用する。

３　特例企業会計基準等適用法人等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第百八十三条第二項において準用する第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

別表

別表一（第六条第三項関係（連結の範囲から除くことができる証券化商品））

第六条第三項の規定における連結の範囲から除くことができる証券化商品は、次の各号に掲げるものをいう。

一　保険会社等が組成した資産の証券化商品であって、次のイからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの。

イ　原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

ロ　オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有しておらず、倒産手続においてもオリジネーター又はその債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的にオリジネーターから隔離されており、かつ、当該状態について真正売買と認める弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。）による意見書を具備していること。なお、次の⑴又は⑵に掲げる条件のいずれかを満たす場合は、有効な支配権を有しているものとする。

⑴　オリジネーターが自らの利益を得るために譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。

⑵　オリジネーターが当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、オリジネーターが当該原資産に係る債権回収の権利を有することは、必ずしも当該原資産に対する有効な支配権を保持していることにはならない。

ハ　当該証券化商品における原資産に係る投資家の権利は、オリジネーターに対する請求権を含むものでないこと。

ニ　原資産の譲受者が特別目的会社であって、かつ、当該特別目的会社の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定又は譲渡する権利を有すること。

ホ　当該証券化商品に未償還残高総額の減少により繰上償還できる権利（以下「クリーンアップ・コール」という。）が含まれる場合は、次の⑴から⑶までに掲げる要件の全てを満たすものであること。

⑴　クリーンアップ・コールの行使は、形式的にも実質的にも強制的でなく、オリジネーターの裁量にのみ基づくこと。

⑵　クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家が保有するポジションに対して信用補完を提供する目的で組成されたものではないこと。

⑶　クリーンアップ・コールの行使は、原資産又は発行された証券の残高が当初の残高の10％以下となった場合に限られること。また、合成型の証券化商品の場合は、参照される原資産